

お住いのマンションの建替えや売却(マンション再生等)に向けた検討を支援します！

マンションが建って
相当たつけれど、
マンション再生を
検討しようかな…

何から始めれば
いいのかわからない。
再生手法や進め方
を知りたい。

意見がまとまら
ない…



※ 〔補助対象〕築30年以上のマンションの管理組合が対象です。
※ 申込にあたっての詳細の条件等は裏面をご確認ください。

STEP 1 準備段階

仙台市分譲マンション 再生アドバイザー派遣事業

【事業の概要】

マンション管理組合は、再生アドバイザーから、マンションの再生等に必要となる基礎的な情報提供や助言等を受けることができます。

● 情報提供や助言の内容

- ・ 一般的な再生等の手法
- ・ 再生等の検討の進め方
- ・ 活用できる支援制度 等

【支援の内容】

無料でマンション再生アドバイザーの派遣を受けることができます。
(2回まで)

STEP 2 初期検討段階

仙台市分譲マンション 再生検討促進補助事業

【事業の概要】

マンションの再生等の初期検討のために、管理組合がコンサルタント等に業務を委託する際の経費に対して、補助金を交付します。

● 補助対象経費

- ・ 建物の老朽度判定
- ・ 区分所有者等の意向調査
- ・ 再生等手法の一般的な比較検討 等

【支援内容】

コンサルタント等への委託費(補助対象経費)の1/2に相当する額 ※裏面を参照

【補助額:年度限度額30万円】
(最大3ヶ年)

STEP 3 詳細検討段階

仙台市分譲マンション 再生構想支援補助事業

【事業の概要】

マンションの再生等の詳細検討への支援です。
マンション再生等の構想作成のために、管理組合がコンサルタント等に業務を委託する際の経費に対して補助金を交付します。

● 補助対象経費

再生等の構想作成に係る経費

● 実施期間

令和8年度～令和12年度

【支援内容】

コンサルタント等への委託費(補助対象経費)の1/2に相当する額 ※裏面を参照

【補助額:限度額100万円】
(1年)

各事業の申込み方法等について

【申込方法】 制度を活用する場合は、仙台市との事前打合せが必要です。

ホームページに掲載している申込書一式により、お申込みください。

ホームページは

こちら ⇒ ⇒ ⇒



STEP 1: 仙台市分譲マンション再生アドバイザー派遣事業

◎ 申込対象

- ア 新築された日から30年を経過したマンションの管理組合
- イ 仙台市分譲マンション再生検討促進補助金及び仙台市分譲マンション再生構想支援補助金の交付を受けていないこと
- ウ 再生等推進決議が為されていないこと

◎ 概 要

- ・派遣回数は、**最大2回**です。(2回目の派遣後5年が経過した場合、再度申込が可能です。)
- ・相談場所については、**申込者側で準備**していただきます。
- ・1回の相談時間は**2時間**を目安とします。
- ・詳細な調査、見積り、設計等の実務は、本派遣事業の**対象外**です。

STEP 2: 仙台市分譲マンション再生検討促進補助事業

◎ 申込対象

次の要件を満たす場合に申込みが可能です。

- ア 新築された日から30年を経過したマンションの管理組合
- イ 補助を活用することについて、**総会の決議又は理事会の承認**を得ていること
- ウ 過去に、仙台市分譲マンション再生構想支援補助金の交付を受けていないこと
- エ 再生等推進決議が為されていないこと
- オ 過去に当該補助金の交付を受けていないこと(ただし、通算3年まではこの限りでない。)
- カ 暴力団等と関係を有していないこと
- ※ 外部コンサルタント等への委託の**契約締結前に申請**し、補助金の交付決定を行う必要があります。

◎ 概 要

外部コンサルタント等への委託費用のうち、以下の補助対象経費(税抜)の1/2に相当する額を補助します。【限度額30万円】

【補助対象経費(税抜):マンションの老朽度判定、区分所有者等の意向調査、長期修繕計画の作成(※特別修繕積立金を含む場合に限り)、再生等手法の一般的な比較検討、管理組合における検討組織の運営支援、不動産鑑定に要する経費 等】

補助対象経費(税抜)の1/2
に相当する額

【補助額:年度限度額30万円】
(最大3ヶ年)

STEP 3: 仙台市分譲マンション再生構想支援補助事業

◎ 申込対象

次の要件を満たす場合に申込みが可能です。

- ア 新築された日から30年を経過したマンションの管理組合
- イ 補助を活用することについて、**総会の決議又は理事会の承認**を得ていること
- ウ 総会において設置された**再生等検討委員会、再生等準備委員会**等を有している管理組合
- エ 再生等推進決議が為されていないこと
- オ この補助金の交付を申請する年度において、仙台市分譲マンション再生検討促進補助金の交付を申請している事業がある場合においては、その事業が完了していること
- カ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- キ 暴力団等と関係を有していないこと
- ※ 外部コンサルタント等への委託の**契約締結前に申請**し、補助金の交付決定を行う必要があります。

◎ 概 要

マンション再生等の構想作成に係る外部コンサルタント等への委託費用(税抜)の1/2に相当する額を補助します。【限度額100万円】

【必要な要件:再生等のうち二つ以上の手法について比較検討を行うこと(少なくとも改修工事の検討を含む)、比較検討した各再生手法における概算金額の算出を行うこと】

補助対象経費(税抜)の1/2
に相当する額

【限度額100万円】(1年)

◎ 実施期間:令和8年度～令和12年度

ご連絡先

仙台市 都市整備局 住宅政策課
TEL:022-214-8306
E-mail: mansion_kanri@city.sendai.jp

マンションの再生等に悩んだら、ご連絡ください。

(R8年7月発行)

